一から十一に掲げる点を順次に結んだ線及び十一に掲げる点と一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度二十七分五十七秒、東経百三十九度三十七分五十五秒 二　北緯三十五度二十七分五十八秒、東経百三十九度三十七分五十七秒 三　北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十九度三十八分二秒 四　北緯三十五度二十七分五十四秒、東経百三十九度三十八分六秒 五　北緯三十五度二十七分四十九秒、東経百三十九度三十八分十八秒 六　北緯三十五度二十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分十九秒 七　北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分三十五秒 八　北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三十八分十二秒 九　北緯三十五度二十七分十六秒、東経百三十九度三十八分二秒 十　北緯三十五度二十七分十七秒、東経百三十九度三十八分一秒 十一　北緯三十五度二十七分十八秒、東経百三十九度三十八分	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○財務省告示第二百二十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十六日以後に支出する寄附金について適用する。

令和七年八月十五日

財務大臣　加藤　勝信

本文第一号中「出資に関するものを除く」を「同号に規定する設置及び管理に限る」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十七号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和七年厚生労働省告示第百四十三号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定により告示し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

第五の一の２の(2)中「二十五万リットル」を「六・七万リットル」に、「四十一万リットル」を「五十九・三万リットル」に改める。

別表の血液凝固第Ⅷ因子の項中「[48,400]」を「[36,400]」に、「[567,700]」を「[555,700]」に、「[407,400]」を「[405,200]」に、「[975,100]」を「[960,800]」に改める。

○農林水産省告示第千二百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	13,300
（略）	（略）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	9,300
（略）	（略）

三　（略）	三　（略）
第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○農林水産省
環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年七月九日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎